

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年6月8日（平成30年（行情）諮問第248号）

答申日：平成30年9月12日（平成30年度（行情）答申第224号）

事件名：特定個人に係る特定事件の不起訴理由についての照会文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月22日付け特定記号第183号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

この事件で、私は不起訴、起訴猶予とされたが、冤罪である。

相手の特定人物は、虚偽告訴罪である。

診断書も3日後のものである。

また、特定検事から事情聴取の最後に「不起訴なら一生分からない。」と言われたが、勤務先の特定都道府県教育委員会総務課A主幹及びB課長補佐から「あなたは、起訴猶予だ。公文書でもらっている。」（録音有り）と言われ、結果として冤罪により戒告処分となった。

特定地方検察庁特定検事と上司、特定都道府県教育委員会、特定人物の発言、捜査、決定が、全く虚偽で信用できないため、その公文書を開示請求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求の内容及び処分庁の決定

##### （1）開示請求の内容

本件開示請求は、「特定個人の特定年月日の特定事件の不起訴理由について、①特定都道府県教育委員会から特定地方検察庁への照会文書、②特定地方検察庁から特定都道府県教育委員会への回答文書、③照会、

回答した理由，目的が記載されたもの」の開示を求めるものである。

## (2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し，処分庁は，開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることによって，特定の個人が刑事事件の被疑者となったか否か及び特定の個人に対する不起訴処分がなされたか否かという情報を公にすることとなり，個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）を開示することとなる（法8条）として，原処分を行ったものである。

## 2 諮問の要旨

審査請求人は，原処分に対し，「不開示決定を取り消し，全部開示とするよう求める。」として，本件開示請求の対象となる行政文書の開示を求めているところ，諮問庁においては，原処分を維持することが妥当であると認めたので，以下のとおり理由を述べる。

## 3 諮問庁の判断及び理由について

本件開示請求は，特定の個人が特定事件により不起訴処分となったことを前提にして，当該事件の不起訴理由に関する教育委員会と検察庁との間の照会文書や回答文書を対象としたものであるため，本件開示請求に対して，対象文書の存否を明らかにすることにより，特定の個人が刑事事件の被疑者となったか否か及び特定の個人に対して不起訴処分がなされたか否かという情報が明らかとなる。

当該情報は，個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）に該当するところ，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているものではなく，人の生命，健康，生活又は財産を保護するために，何人に対しても開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとはいえないほか，公務員の職務遂行に係る情報に該当するとも認められないため，法5条1号ただし書イ，ロ及びハに規定する情報には該当しない。

したがって，本件対象文書の存否を答えるだけで，法5条1号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

## 4 結論

以上のとおり，本件行政文書開示請求に対し，請求に係る行政文書の存否を答えるだけで，法5条1号の不開示情報が明らかになることを理由として法8条により存否応答拒否とした原処分は，請求に係る行政文書の存否を答えるだけで，法5条1号の不開示情報が明らかになることから，法8条により不開示決定を行うことが相当であると認められるため，妥当で

ある。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年6月8日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月10日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることによって、特定の個人が刑事事件の被疑者となったか否か及び特定の個人に対する不起訴処分がなされたか否かという情報を公にすることとなり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、特定個人を特定した上で、特定個人に係る特定年月日の特定事件の不起訴理由に関する文書の開示を求めるものであるから、その存否を答えるだけで、当該特定個人について刑事事件の被疑者となったか否か及び不起訴処分がなされたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになると認められる。

(2) そして、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められるところ、これは、同号ただし書イの法令により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

##### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

##### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定個人の特定年月日の特定事件の不起訴理由について

- ① 特定都道府県教育委員会から特定地方検察庁への照会文書
- ② 特定地方検察庁から特定都道府県教育委員会への回答文書
- ③ 照会，回答した理由，目的が記載されたもの